

法人の中長期目標における、人材確保・育成に関する記載について

文部科学省科学技術・学術政策局
企画評価課評価・研究開発法人支援室

平成 31 年 3 月に改定された「独立行政法人の目標策定に関する指針」においては、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった法人自身の強みを維持・向上させ、政策目的の実現に向けた要請に応えうる専門人材を戦略的に確保・育成するため、直近の目標改定・変更のタイミングで、法人に人材確保・育成方針の策定を求める旨を目標に定めることとされた。

国立研究開発法人に関しては、同指針の改定以前から、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき「人材活用等に関する方針」の策定を行っていたため、「人材活用等に関する方針」に基づいて法人内の人材確保・育成を行っている旨、目標に書き込むこととされた。

（参考 1）独立行政法人の目標策定に関する指針（平成 31 年 3 月 12 日改定、p12）

（略）上記 4（3）のとおり、法人には、これまで以上に、その専門性や人材面での強みを発揮していくことが求められており、そのためには、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった法人自身が有する強みを維持・向上させる取組を推進するとともに、そうした専門性等を担い、政策目的の実現に向けた要請に応えうる人材を確保・育成していく必要がある。しかしながら、人口減少社会の到来に伴い、法人の将来を担う人材の確保・育成は、今後ますます困難となっていくことが予想されることから、これからの人材の確保・育成には、高度な戦略性が求められる。

このため、目標において、人材確保・育成方針の策定を求めることとし、その際、例えば、人材面の強化が必要と考えられる分野や、人材確保に当たり当該法人内部での育成に限らず関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、必要な人材を確保・育成する上で留意を求めべき事項がある場合には、併せて示す。

（参考 2）改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について（独立行政法人の目標策定に関する指針 別紙）

（略）

3. 目標期間中に目標変更等の機会がある法人については、上記にかかわらず、主務大臣において、目標変更等の機会を捉えて、今回の指針改定の趣旨の目標への反映を積極的に検討されたい。なお、その場合であっても、改定後の評定基準の適用は、指針の改定後、直近の新目標期間の開始時からとする。

（参考 3）科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）

第二十四条 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針（以下この条において「人材活用等に関する方針」という。）を作成しなければならない。（略）